成和－上海快報

SHANGHAI SEIWA BUSINESS CONSULTING CO.,LTD.
Hensen Business Center 303, No. 1600,
SEIWA GROUP West Yan'an Road, 200052, Shanghai, China.
Phone : 021-61247554 Fax : 021-61248322

SSBC-Shanghai Express News Vol. 2026-11

「仕入税額控除」が認められない増値税額 について

中国において増値税は国家税収に占める割合が最も大きな税金であり、課税制度上、企業は増値税インボイス（発票）の管理をはじめ、原則として毎月増値税の申告、納税等の手続きを行う必要があるなど、企業活動にとっても影響の大きな税金といえます。中でも、一般納税人の増値税の納税額の計算上、「仕入税額控除」の概念は非常に重要な概念となります。今回は、増値税の制度の概要と、その中での「仕入税額控除」の意義とこれが認められない増値税額について概説します。

１．増値税の課税と“仕入税額控除”

日本の消費税と同様、中国ではモノやサービスの消費に対して増値税が課税されます。そのため、モノやサービスを最終的に消費する“消費者”は、増値税（13%、9%、6%、もしくは3%）を負担することになります。一方、経営活動を行う企業などの“事業主”がモノやサービスを購入する場合、これは自社の商品の販売やサービスの提供のための必要な取引（以下、『仕入』とします。）となりますが、仮に事業主が仕入にかかる増値税を負担しなければならないとしますと、当該事業主から提供されるモノやサービスを消費する消費者は増値税を二重に負担しなければならないことになります。そのため、事業主に対しては、法令が規定する一定の場合には“仕入”にかかる増値税額を負担しないこととされており、これを“仕入税額控除”といいます。

増値税の課税を受ける事業主は、（１）一般納税人、及び（２）小規模納税人の二種類に分かれていますが、（２）小規模納税人は“仕入税額控除”の適用を受けることができません。一方、（１）一般納税人であっても、“仕入税額控除”の適用を受けるためには、原則として仕入先から当該取引に関する増値税専用発票の発行を受けなければならないこととされています。

◇課税事業主ごとの納税額の計算方法

課税事業主	納税額の計算方法
一般納税人	「売上税額」から「仕入税額」を差し引いて計算された金額
小規模納税人	課税売上高に税率(3%)を乗じて計算された金額

２．仕入税額控除が認められない増値税額

上記のように、増値税の課税を受ける事業主は、増値税の計算上、仕入にかかる増値税について、増値税専用発票の発行を受けることを条件として「仕入税額控除」が認められています。一方、増値税専用発票の発行を受けていたとしても、以下に列挙される増値税額については、納税額の計算上、売上税額から差し引くことができないこととされています。事業主が取引先などに対して支払った増値税額がこれらの項目に該当する場合には仕入税額控除が認められないため、この増値税額を事業主が負担することとなり、この分費用（コスト）が増加し利益が減少することになります。

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

■ 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
■ 岐阜事務所 税理士法人 成和 ／ 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
■ ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No.27, Thu Khoa Huan, F.8, Q.Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244
© 2015 SSBC. All rights reserved.

◇売上税額から差し引くことができない増値税額

1. 簡易課税方式(小規模納税人に適用)による課税に対応する増値税額
2. 増値税の免税取引に対応する増値税額
3. 特別損失(非正常損失)に対応する増値税額
4. 購入され従業員福利もしくは個人消費に使用された貨物、サービス、無形資産、不動産に対応する増値税額
5. 購入され直接消費に使用された飲食サービス、住民日常サービス、娯楽サービスに対応する増値税額
6. 国務院の規定するその他の増値税額

(執筆者連絡先)
上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所:上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室
電話番号:+86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: http://www.seiwa-group.jp/

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

■ 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
■ 岐阜事務所 税理士法人 成和 ／ 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
■ ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント *No.27, Thu Khoa Huan, F.8, Q.Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam* Tel:+84-8-864-0244
© 2015 SSBC. All rights reserved.